

果樹産地育成総合対策事業実施要領

平成 23 年 4 月 1 日 決裁
平成 28 年 4 月 1 日 一部改正
令和 3 年 3 月 31 日 一部改正
令和 6 年 3 月 28 日 一部改正
令和 7 年 3 月 27 日 一部改正

第 1 趣 旨

本県では、なしやくり、ぶどうなど、地域の特色を活かした様々な果樹が生産されている。

果樹の生産、販売に当たっては、気象災害の未然防止、高品質果樹生産、消費者ニーズに沿った生産をする必要がある。

このため、災害対策の実情に即した実証試験、栽培技術の普及啓発、高品質・高付加価値化、低コスト化による産地間競争力の強化等により、県民に安定供給できる果樹産地を育成するものとする。

第 2 事業内容及び事業実施主体等

事業内容及び事業実施主体、採択要件等は、別表 1 に定めるとおりとする。

第 3 事業の実施等の手続

1 事業実施要望の提出

- (1) 事業実施主体は、様式第 1 号により実施要望を作成し、事業実施主体の代表者の居住地（所在地）の市町村長に提出するものとする。

なお、交付等の実施は原則として市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長とする。）を経由するものとする。

ただし、事業実施主体が、複数の市町村における広域的な取組を行う場合にあっては、事業実施の具体的な推進体制が整っており、団体の規約により責任の所在が明確であって、事業実績報告や事業実施状況の提出、補助対象財産の処分制限期間内における適切な利用等、事業の着実な履行が担保される場合、知事への協議を経て必要と認められた場合に限り、市町村長を経由せずに知事へ提出でき

るものとする。

- (2) 市町村長は(1)の実施要望を取りまとめ、様式第2号により知事に提出するものとする。

2 予算の配分

知事は、1により提出のあった実施要望について、別表2、3に基づき予算を配分し、その結果を市町村長に通知するものとする。

3 事業実施計画の承認

- (1) 事業実施主体は、様式第3号により市町村長を経由して事業実施計画の承認を知事に申請するものとする。ただし、事業実施主体が市町村の区域を越えて広域的な取組を行う場合にあっては、市町村長を経由せずに知事に申請することができるものとする。
- (2) 市町村長は、(1)の事業実施計画を取りまとめ、様式第4号により知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、申請のあった事業実施計画書の内容が適切であると認められるときは、これを承認し、その旨を通知するものとする。

4 事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業の内容について次に掲げる変更を行おうとする場合、3に準じて知事の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業取組主体の変更
- (3) 事業費の30%を超える増減

5 事業の着手（着工）

事業の着手（着工）は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手（着工）することができるものとする。

この場合、あらかじめ、その理由を明記した様式第5号の交付決定前着手（着工）届を3に準じて知事に提出するものとする。

第4 助成

知事は、この事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、別表1に定めるところにより助成するものとする。

第5 事業報告等

1 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの毎年度、実施状況を、翌年度の6月10日までに様式第6号により、市町村長（事業実施主体が市町村の区域を越えて広域的な取組を行う場合にあっては、市町村長を経由せずに知事）に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1)を取りまとめ、様式第7号により、翌年度の6月末日までに知事に提出するものとする。

2 事業の遂行状況の報告

知事は、事業実施主体に対し、必要に応じて事業遂行状況について報告を求めることができるものとする。

第6 事業の実施期間

この事業の実施期間は、単年度とする。

第7 その他

事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、農林部長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

事業内容等	<p>1 対象品目 果樹</p> <p>2 事業内容 各産地が抱える課題の明確化を図り、その課題解決のために実施する活動に対して助成する。</p> <p>(1) 協議会の開催 (2) 行動計画の作成 (3) 調査の実施 (4) 実証、試験の実施 (5) 技術の普及 (6) 啓発活動 (7) その他</p>
事業実施主体	農業協同組合、農業者の組織する団体
採択要件	<p>1 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。</p> <p>2 事業実施主体の農業者の組織する団体については、代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあること。</p> <p>3 事業対象は、埼玉県果樹農業振興計画(令和3年3月改正)に沿ったものであること。</p>
成果目標	<p>対象作物について以下のいずれかの成果目標を定めること。</p> <p>(1) 単位面積当たり収量の増 (2) 栽培面積の増</p>
補助率	2分の1以内
その他	<p>1 県は事業実施主体に対し栽培・経営等に関するデータの提供を求めることができるものとする。</p> <p>2 県は実施事業の概要について、ホームページへの掲載等により公表する場合がある。</p>

別表 2 予算配分基準

1 ポイント計算	事業実施主体は、別表3に基づき、ポイントを計算する。
2 予算の配分	県は1による上位の取組から予算の範囲内で配分する。

別表 3 事業実施主体のポイント算定基準

項目	ポイント計算基準	ポイント数
1 果樹産地構造改革計画	事業実施主体の長が居住する地域の果樹産地構造改革計画に定められた目標達成に向けた取組	1
2 重点支援対象	毎年知事が別に定める、「果樹産地育成総合対策事業重点支援対象」に合致した取組	2

※ 1 については、事業実施年度に果樹産地構造改革計画を策定する場合を含む